

改正 レジュメ	公認会計士試験 財務会計論 会計基準 早まくり条文別問題集 第 3 版
------------	--

10180

各種会計基準の改正にともない、本書において下記のとおり、追加・変更点がございます。

恐れ入りますが、本改正レジュメをご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

T A C 出版

1. 基準改正により追加する問題につきましては、本レジュメの 1～45 ページをご確認ください。

2. 基準改正により変更になる問題については本レジュメの 46～52 ページをご確認ください。色文字になっている箇所が変更箇所になります。

3. 基準改正により以下の問題・解答については削除してください。

P.339-367

17 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」

以上

企業会計基準第32号
**「『連結キャッシュ・フロー
計算書等の作成基準』
の一部改正」**

§ **32**

32-1 目 的

- 001 「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」は、企業会計審議会から1998年に公表された「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」のうち、資金の範囲に関する事項を改正することを目的とする。

32-2 会計基準

- 002 現金とは、手許現金、要求払預金及び上場株式をいう。

- 003 特定の電子決済手段は、「資金決済に関する法律」第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段（外国電子決済手段については、利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）が該当する。

A01 ○ (1)

A02 × (2)

現金とは、手許現金、要求払預金及び特定の電子決済手段をいう。

A03 ○ (3)

**企業会計基準第33号
「中間財務諸表に
関する会計基準」**

§ 33

33-1 目 的

- 001 「中間財務諸表に関する会計基準」は、中間財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。

33-2 会計基準

1 範 囲

- 002 「中間財務諸表に関する会計基準」は、非上場会社に適用されることはない。

2 用語の定義

- 003 「中間会計期間」とは、1連結会計年度又は1事業年度が6か月を超える場合に、当該年度が開始した日以後6か月の期間をいう。

A01 ○ (1, 2)

なお、「中間財務諸表に関する会計基準」が適用される中間財務諸表の会計処理及び開示の定めに関して、「中間財務諸表に関する会計基準」が既存の会計基準等と異なる取扱いを定めているものについては、「中間財務諸表に関する会計基準」の定めが優先される。

A02 × (4)

「中間財務諸表に関する会計基準」は、次の会社が半期報告書制度に基づき作成する中間財務諸表に適用する。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号に掲げる上場会社等
- (2) 金融商品取引法第24条の5第1項ただし書きにより、同項の表の第1号に掲げる上場会社等と同様の半期報告書を提出する第3号に掲げる非上場会社

A03 ○ (5(1))

3 中間財務諸表の範囲等

004 中間連結財務諸表の範囲は、1 計算書方式による場合、中間連結貸借対照表並びに中間連結損益及び包括利益計算書とする。また、2 計算書方式による場合、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書とする。

005 中間個別財務諸表の範囲は、中間個別貸借対照表、中間個別損益計算書、中間個別株主資本等変動計算書及び中間個別キャッシュ・フロー計算書とする。ただし、中間連結財務諸表を開示する場合には、中間個別財務諸表の開示は要しない。

006 半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。

- (1) 中間会計期間の末日の中間貸借対照表及び前中間会計期間の末日の要約貸借対照表
- (2) 中間会計期間及び前中間会計期間の中間損益及び包括利益計算書又は中間損益計算書及び中間包括利益計算書
- (3) 中間会計期間及び前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書

A04	× (6) 中間連結財務諸表の範囲は、1 計算書方式による場合、<u>中間連結貸借対照表</u>、<u>中間連結損益及び包括利益計算書</u>、並びに<u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>とする。また、2 計算書方式による場合、<u>中間連結貸借対照表</u>、<u>中間連結損益計算書</u>、<u>中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>とする。
A05	× (7) 中間個別財務諸表の範囲は、<u>中間個別貸借対照表</u>、<u>中間個別損益計算書及び中間個別キャッシュ・フロー計算書</u>とする。ただし、中間連結財務諸表を開示する場合には、中間個別財務諸表の開示は要しない。
A06	× (8) 半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。 (1) 中間会計期間の末日の<u>中間貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表</u> (2) 中間会計期間及び前中間会計期間の<u>中間損益及び包括利益計算書又は中間損益計算書及び中間包括利益計算書</u> (3) 中間会計期間及び前中間会計期間の<u>中間キャッシュ・フロー計算書</u>

4 中間連結財務諸表の作成基準

Q07 中間連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。

Q08 中間連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。

Q09 前年度の連結財務諸表及び前年度の中間連結財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

Q10 会計方針の変更を行う場合、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項及び第7項に準じて、過去の財務諸表を修正再表示する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。

A07 ○ (10)

A08 × (11)

中間連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、中間特有の会計処理を除き、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。

A09 ○ (12)

A10 × (13)

会計方針の変更を行う場合、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項及び第7項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。

Q11	企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間連結会計期間においては、「企業結合に関する会計基準」(注6)に準じて、企業結合日の属する連結会計期間又は中間連結会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。
Q12	標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。
Q13	親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金(法人税等)については、中間会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、中間貸借対照表に計上する。 ただし、税金費用については、中間会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、中間貸借対照表計上額は繰延税金負債として流動負債に(又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として)表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、中間貸借対照表に計上する。

A11	○ (15)
A12	× (17) 標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、<u>かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。</u>
A13	× (18) 親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（法人税等）については、中間会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、中間貸借対照表に計上する。 ただし、税金費用については、中間会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、<u>中間貸借対照表計上額は未払法人税等その他適当な科目により流動負債として（又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として）表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、中間貸借対照表に計上する。</u>

Q14	子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が4か月を超えない場合には、子会社の中間決算を基礎として、中間連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行う。
Q15	中間連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の中間会計期間の末日以外の日である場合に、当該日の前後いずれかの決算日等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又はその他の適切に決算が行われた日を含む。
Q16	過去の連結財務諸表及び中間連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第24号第21項に準じて財務諸表の組替えを行う。
Q17	中間連結財務諸表の表示方法は、年度の連結財務諸表に準じる。ただし、中間連結財務諸表における個々の表示科目は、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。

A14	× (19) 子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が <u>3か月</u> を超えない場合には、子会社の中間決算を基礎として、中間連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行う。
A15	○ (20)
A16	× (21) 過去の連結財務諸表及び中間連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第24号第21項に準じて <u>修正再表示</u> を行う。
A17	○ (22)

Q18 中間連結財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の連結財務諸表における表示との整合性を勘案する必要はない。

Q19 中間連結財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第24号第14項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。

5 中間個別財務諸表の作成基準

Q20 中間個別財務諸表の作成のために採用する会計方針は、中間特有の会計処理を除き、原則として年度の個別財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該中間個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。

Q21 前年度の個別財務諸表及び前年度の中間個別財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

A18	× (23) 中間連結財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、 <u>年度の連結財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。</u>
A19	○ (24)
A20	○ (26)
A21	○ (27)

Q22 中間個別財務諸表の作成においては、年度の個別財務諸表と異なり、会計方針の変更を行う場合であっても、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する必要はない。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。

Q23 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間会計期間においては、「企業結合に関する会計基準」(注6)に準じて、企業結合日の属する事業年度又は中間会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。

Q24 中間個別財務諸表の表示方法は、年度の個別財務諸表に準じる。ただし、中間個別財務諸表における個々の表示科目は、当該中間個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。また、中間個別財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の個別財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。

Q25 中間個別財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第24号第14項に準じて修正再表示を行う。

A22	× (28) 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第24号第6項及び第7項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。
A23	○ (30)
A24	○ (33,34)
A25	× (35) 中間個別財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第24号第14項に準じて財務諸表の組替えを行う。 なお、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。

企業会計基準第34号
「リースに関する
会計基準」

§ 34

34-1 範 囲

- 001 「リースに関する会計基準」は、次の(1)から(3)に該当する場合を除き、リースに関する会計処理及び開示に適用する。
- (1) 「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の範囲に含まれる運営権者による公共施設等運営権の取得
 - (2) 「収益認識に関する会計基準」の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与。ただし、製造又は販売以外を事業とする貸手は、当該貸手による知的財産のライセンスの供与について「リースに関する会計基準」を適用することができる。
 - (3) 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生型資源を探索する又は使用する権利の取得

34-2 用語の定義

- 002 「契約」とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。契約には、書面のみが含まれ、口頭、取引慣行は含まれない。
- 003 「原資産」とは、リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。また、「使用権資産」とは、借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。

A01 ○ (3, 4)

なお，無形固定資産のリースについては，「リースに関する会計基準」を適用しないことができる。

A02 × (5)

「契約」とは，法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。契約には，書面，口頭，取引慣行等が含まれる。

A03 ○ (9, 10)

Q04 「ファイナンス・リース」とは、契約に定められた期間（契約期間）の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースをいう。また、「オペレーティング・リース」とは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

Q05 「借手のリース期間」とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、①借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間と②借手が行使することが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えた期間をいう。

Q06 「借手のリース料」とは、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、次の(1)～(5)で構成される。

- (1) 借手の固定リース料
- (2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料
- (3) 残価保証に係る借手による支払見込額
- (4) 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額
- (5) リースの解約に対する違約金の借手による支払額（借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合）

A04	× (11, 14) 「ファイナンス・リース」とは、契約に定められた期間（契約期間）の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、<u>借手が、原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。</u>また、「オペレーティング・リース」とは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。
A05	× (15) 「借手のリース期間」とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、①借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間と②借手が<u>行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えた期間をいう。</u>
A06	○ (19) なお、借手のリース料には、契約におけるリースを構成しない部分に配分する対価は含まれない。ただし、借手がリースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う場合を除く。

34-3 会計処理

1 リースの識別

007 契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断する。契約期間中は、契約条件が変更されない場合であっても、契約がリースを含むか否かの判断を見直す。

008 借手及び貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに会計処理を行う。

2 リース期間

009 借手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該権利は借手が利用可能なオプションとして、借手は借手のリース期間を決定するにあたってこれを考慮する。貸手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該期間は、借手の解約不能期間に含まれない。

A07 × (25, 27)

契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断する。契約期間中は、契約条件が変更されない限り、契約がリースを含むか否かの判断を見直さない。

A08 × (28)

借手及び貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う。

A09 × (31)

借手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該権利は借手が利用可能なオプションとして、借手は借手のリース期間を決定するにあたってこれを考慮する。貸手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該期間は、借手の解約不能期間に含まれる。

- Q10** 貸手は、貸手のリース期間について、①借手のリース期間と同様に決定する方法、または②借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む。）にリースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法、のいずれかの方法を選択して決定する。

3 借手のリース

- Q11** 借手は、リース開始日に、リース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用、資産除去債務に対応する除去費用及び受け取ったリース・インセンティブを加算した額により使用権資産を計上する。

- Q12** 借手は、リース負債の計上額を算定するにあたって、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。また、利息相当額については、借手のリース期間にわたり、原則として、定額法により配分する。

A10	○ (32)
A11	× (33) 借手は、リース開始日に、リース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、<u>受け取ったリース・インセンティブを控除した額</u>により使用権資産を計上する。
A12	× (34, 36) 借手は、リース負債の計上額を算定するにあたって、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。また、利息相当額については、借手のリース期間にわたり、原則として、<u>利息法</u>により配分する。

Q13	契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用权資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合の耐用年数は、借手のリース期間とし、残存価額はゼロとする。
Q14	契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用权資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする。
Q15	借手は、リースの契約条件の変更が生じた場合、変更前のリースとは独立したリースとしての会計処理を行う。
Q16	借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、次のいずれかに該当するときには、リース負債の計上額の見直しを行う。 (1) 借手のリース期間に変更がある場合 (2) 借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合

A13	× (37) 契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合の耐用年数は、<u>経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とする。</u>
A14	○ (38)
A15	× (39) 借手は、リースの契約条件の変更が生じた場合、<u>次のいずれかを行う。</u> (1) <u>変更前のリースとは独立したリースとしての会計処理</u> (2) <u>リース負債の計上額の見直し</u>
A16	○ (40)

4 貸手のリース

Q17 貸手は、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースについては、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースとに分類する。

Q18 貸手は、ファイナンス・リースについて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

Q19 貸手は、リース開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リースについてはリース投資資産として、所有権移転外ファイナンス・リースについてはリース債権として計上する。

Q20 貸手における利息相当額の総額は、貸手のリース料及び見積残存価額（貸手のリース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証額以外の額）の合計額から、これに対応する原資産の取得価額を控除することによって算定する。当該利息相当額については、貸手のリース期間にわたり、原則として、利息法により配分する。

A17 ○ (43, 44)

A18 × (45, 48)

貸手は、ファイナンス・リースについて、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

なお、貸手は、オペレーティング・リースについて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

A19 × (46)

貸手は、リース開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リースについてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リースについてはリース投資資産として計上する。

A20 ○ (47)

34-4 開 示

1 表 示

021 使用権資産については、対応する原資産の表示区分（有形固定資産，無形固定資産，投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により，貸借対照表において表示する。

022 リース負債については，貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記する。このとき，貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するリース負債は流動負債に属するものとし，貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するリース負債は固定負債に属するものとする。

A21 × (49)

使用権資産については、次のいずれかの方法により、貸借対照表において表示する。

- (1) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合
に貸借対照表において表示するであろう科目に含める
方法
- (2) 対応する原資産の表示区分（有形固定資産，無形固定資産，投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法

A22 ○ (50)

- Q23** リース債権及びリース投資資産のそれぞれについては、貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記する。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができる。このとき、リース債権及びリース投資資産について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に表示し、入金の期限が1年を超えて到来するものは固定資産に表示する。

2 注記事項

- Q24** リースに関する注記における開示目的は、借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することにある。

A23

× (52)

リース債権及びリース投資資産のそれぞれについては、貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記する。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができる。このとき、リース債権及びリース投資資産について、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には、流動資産に表示する。また、当該企業の主目的たる営業取引以外の取引により発生したものである場合には、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に表示し、入金の期限が1年を超えて到来するものは固定資産に表示する。

A24

○ (54)

企業会計基準第35号
**「『固定資産の減損に係る
会計基準』の一部改正」**

§ **35**

35-1 目 的

- 001 「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正」は、企業会計審議会が2002年に公表した「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準注解」のうち、リースに関する事項を改正することを目的とする。

35-2 会計基準

- 002 借手がリースについて、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前である所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱いにより通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合、割引前の未経過リース料を、使用権資産の帳簿価額とみなして、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用する。

A01 ○ (1)

A02 × (2)

借手がリースについて、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前である所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱いにより通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合、当該リースに係る未経過リース料の現在価値を、使用権資産の帳簿価額とみなして、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用する。ただし、使用権資産の重要性が低い場合においては、未経過リース料の現在価値に代えて、割引前の未経過リース料を、使用権資産の帳簿価額とみなすことができる。

企業会計基準第36号
**「『連結キャッシュ・フロー
計算書等の作成基準』の
一部改正（その2）」**

§ 36

36-1 目 的

- 001 「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その2）」は、企業会計審議会が1998年に公表した「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」のうち、「(注9) 重要な非資金取引について」を改正することを目的とする。

36-2 会計基準

- 002 転換社債の転換は、連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引に該当するが、使用権資産の取得は、連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引に該当しない。

A01	○ (1)
------------	--------------

A02	× (2)
------------	--------------

連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- ① 転換社債の転換
- ② 使用権資産の取得
- ③ 株式の発行による資産の取得又は合併
- ④ 現物出資による株式の取得又は資産の交換

Q02 連結キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物とする。ここで、**現金同等物とは、容易に換金可能な短期投資**をいう。

A02 × (第二・一)
連結キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物とする。**ここで、現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資**をいう。

Q02 「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益を目的として**所有者又は使用権資産の形でリースの借手が保有する**不動産（キャピタル・ゲインの獲得を目的として**所有する**不動産及びファイナンス・リースの貸手における不動産を除く。）をいう。したがって、物品の製造や販売、サービスの提供、経営管理に使用されている場合は賃貸等不動産には含まれない。

A02 × (4(2))
「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として**所有者又は使用権資産の形でリースの借手が保有する**不動産（ファイナンス・リースの貸手における不動産を除く。）をいう。したがって、物品の製造や販売、サービスの提供、経営管理に使用されて

いる場合は賃貸等不動産には含まれない。

p.448・p.449

Q06 賃貸等不動産を保有している場合は、次の事項を注記する。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は注記を省略することができる。また、管理状況等に応じて、用途別、地域別等に区分して開示することができる。

- (1) 賃貸等不動産の概要
- (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- (3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- (4) 賃貸等不動産に関する損益

なお、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、(1)～(4)について注記を行い、(2)の注記事項は所有する賃貸等不動産の注記事項とは区別して注記する。

A06 × (8)

賃貸等不動産を保有している場合は、次の事項を注記する。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は注記を省略することができる。また、管理状況等に応じて、用途別、地域別等に区分して開示することができる。

- (1) 賃貸等不動産の概要
- (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- (3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法

法

(4) 賃貸等不動産に関する損益

なお、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、(1)、(2)及び(4)について注記を行い、(2)の注記事項は所有する賃貸等不動産の注記事項とは区別して注記する。

p.562・p.563

Q08

その他の包括利益の内訳項目は、その他の包括利益に関する、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（法人税等）及び税効果を控除する前の金額で表示する。

A08

× (8)

その他の包括利益の内訳項目は、その他の包括利益に関する、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（法人税等）及び税効果を控除した後の金額で表示する。ただし、各内訳項目について法人税等及び税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する法人税等及び税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の法人税等及び税効果の金額を注記する。

p.596・p.597

Q05

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、次を除き、法令に従い算定した額（税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び

	地方法人税額を含む。)を損益に計上する。 (1) 企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引のうち、損益に反映されないものに対して課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等 (2) 資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等
--	---

A05	○ (5) なお、「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、所得に対する法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）のほかに、住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）を含むものとする。
-----	---

p.600・p.601

Q09	損益に計上する法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する。
-----	--

A09	○ (9)
-----	-------

p.602・p.603

Q13	受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」等の適切な
-----	--

	科目に含めて表示する。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合、営業外費用として表示することができる。
A13	× (13) 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、損益計算書の営業外費用として表示する。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示することができる。
Q14	外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、その内容に応じて適切な科目に表示する。なお、外国子会社（法人税法第23条の2）からの受取配当金等に課される外国源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示する。
A14	○ (14)
Q15	損益に計上する法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額は、原則として、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示する。ただし、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目の次に、その内容を示す科目をもって表示することもできる。
A15	× (15) 損益に計上する法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）の更正等

による追徴税額及び還付税額は、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目の次に、その内容を示す科目をもって表示する。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示することができる。

p.608・p.609

Q01 「収益認識に関する会計基準」は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示のすべてに適用される。

A01 × (3, 4)

「収益認識に関する会計基準」は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。

- (1) 「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引
- (2) 「リースに関する会計基準」の範囲に含まれるリース
- (3) 保険法（平成20年法律第56号）における定義を満たす保険契約
- (4) 顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引（例えば、2つの企業の間で、異なる場所における顧客からの需要を適時に満たすために商品又は製品を交換する契約）
- (5) 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料
- (6) 「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動

産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡

- (7) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）における定義を満たす電子記録移転有価証券表示権利等に関連する取引

なお、顧客との契約の一部が上記(1)から(7)に該当する場合には、上記(1)から(7)に適用される方法で処理する額を除いた取引価格について、「収益認識に関する会計基準」を適用する。